

【件名】ミネソタ州における新型コロナウイルス感染対策措置の緩和

【ポイント】

3月12日、ウォルツ州知事は、バー、レストラン、屋内イベントなどへの制限を一部緩和する措置を3月15日(月)正午から順次導入する行政命令に署名しました。詳細は本文と関連リンクを参照ください。この命令に故意に従わない個人には、1,000ドル以下の罰金または90日以下の収監となる可能性があるなど、罰則も規定されていますので、くれぐれもご注意ください。

【本文】

ウォルツ州知事は、12日、州内の新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の感染状況を勘案し、レストラン、バー、ジム等への上限人数や営業時間に関する制限措置を一部緩和する行政命令に署名しました。制限措置の内容等は下記のとおりです。なお、地方自治体ごとに独自の制限等を定めることを妨げていませんので、各自治体で一層厳しい制限等が設定されることもあります。

1 発効日時:2021年3月15日(月)正午から順次緩和

2 期間:執行令20-01で宣言された緊急事態が終了するか、関係当局によって取り消されるまで

3 今次行政命令で緩和された制限措置の内容:

(1)集会等

【2021年3月15日(月)正午から発効】

- ・屋内では最大15人まで、屋外では最大50人までの集まりが可能。
- ・世帯間の社会的距離を確保しなければならない。

(2)重要なビジネス(Critical Businesses)

【2021年4月14日(水)午後11時59分から発効】

- ・通常操業(但し、COVID-19対策プランを持たなくてはならない)
- ・在宅勤務を強く推奨。
- ・雇用主は、リスクのある従業員や、基礎疾患を持ち、まだ予防接種を受けることができない家族が1人以上いる従業員に対して、合理的な便宜を図ることが強く推奨される。

(3)その他のビジネス(Non-Critical Business/non-customer facing)

【2021年4月14日(水)午後11時59分から発効】

- ・通常操業(但し、COVID-19 対策プランを持たなくてはならない)
- ・在宅勤務を強く推奨。
- ・雇用主は、リスクのある従業員や、基礎疾患を持ち、まだ予防接種を受けることができない家族が1人以上いる従業員に対して、合理的な便宜を図ることが強く推奨される。

(4) レストラン／バー

【2021年3月15日(月)正午から発効】

- ・屋内外営業は、定員の75%かつ250人を上限として可能。
- ・1グループにつき最大6人までとし、他のグループと6フィートの間隔を確保しなければならない。
- ・バーは1グループ4人で利用可能。
- ・午後11時から午前4時までの間は営業をしてはならない。
- ・利用者は全員着席しなければならない。

【次の措置は、2021年3月31日(水)午後11時59分から発効】

- ・通常の収容人数が十分なレストランやバーでは、適用される割合の制限とガイダンス (<https://staysafe.mn.gov/>) に従って 250 人を超えることができる。

(5) パーソナル・サービス(サロン、タトゥー、散髪など)

【2021年3月15日(月)正午から発効】

- ・収容人数の100%で営業することは可能だが、6フィートの社会的距離を確保すること。

(6) ジム、パーソナル・フィットネス、ヨガ・スタジオ、武道など

【2021年3月15日(月)正午から発効】

- ・定員の50%又は250人の少ない方を上限とし営業可能。
- ・利用者同士、マシン同士の間には6フィートの距離を保たなければならない。
- ・屋内グループクラスは利用者同士の距離が取れる前提で最大25人まで可能。
- ・屋外グループクラスは最大50人まで可能。
- ・マスクの着用が必要。

【次の措置は、2021年3月31日(水)午後11時59分から発効】

- ・通常の収容人数が十分にあるジム、パーソナル・フィットネス、ヨガ・スタジオ、武道などでは、適用される割合の制限とガイダンス (<https://staysafe.mn.gov/>) に従って 250 人を超えることができる。
- ・施設・会場の収容人数を計算するには、こちら (<https://staysafe.mn.gov/capacity-calculator/>) をご利用ください。

(7)屋内イベント、娯楽等

【2021年3月15日(月)正午から発効】

- ・定員の50%又は250人の少ない方を上限とし営業可能。
- ・マスクの着用が必要。
- ・午後11時から午前4時までの間、食事の提供はできない。

【次の措置は、2021年3月31日(水)午後11時59分から発効】

- ・収容人数が500人を超える会場では、こちら(<https://staysafe.mn.gov/>)の通りさらに利用者数を増やすことが可能。

(8)屋外イベント、娯楽等

【2021年3月15日(月)正午から発効】

- ・定員の50%又は250人の少ない方を上限とし営業可能。
- ・社会的距離を確保すること。
- ・マスクの着用が必要。
- ・午後11時から午前4時までの間、飲食物の提供はできない。

【次の措置は、2021年3月31日(水)午後11時59分から発効】

- ・収容人数が500人を超える会場では、こちら(<https://staysafe.mn.gov/>)の通りさらに利用者数を増やすことが可能。

(9)屋外レクリエーション及び屋外施設(アイスフィッシングやスケート、スキー等)

【2021年3月15日(月)正午から発効】

- ・下記DNR(自然資源局)のガイダンスに沿って操業すること。

<https://www.dnr.state.mn.us/covid-19.html>

- ・屋外では最大50人までの集まりが可能。
- ・世帯間で最低6フィートの社会的距離を確保しなければならない。
- ・複数のガイドやインストラクターによる指導が可能。

(10)礼拝所、宗教サービス、葬儀など

【2021年3月15日(月)正午から発効】

- ・定員の100%を収容することは可能。
- ・マスクを着用すること。
- ・世帯間で最低6フィートの社会的距離を確保しなければならない。
- ・儀式やサービスを行うために必要な場合を除き、飲食をしないこと。

・マスクをしたままであれば、歌うことも可能。

(11) 祝賀会や個人的なパーティーのための宴会場

【2021年3月15日(月)正午から発効】

- ・こちらの <https://staysafe.mn.gov/individuals-families/entertainment-venues.jsp> 収容人数の規定が適用。
- ・テーブルサイズは6名までで、飲食中は着席すること。
- ・午後11時から午前4時の間は実施することはできない。

【次の措置は、2021年3月31日(水)午後11時59分から発効】

- ・通常の収容人数が十分にある祝賀会や個人的なパーティーのための宴会場などでは、適用される割合の制限とガイダンス (<https://staysafe.mn.gov/individuals-families/entertainment-venues.jsp>) に従って250人を超えることができる。

(12) プール及び遊泳パーク

【2021年3月15日(月)正午から発効】

- ・定員の50%かつ250人を上限として営業可能。
- ・6フィートの社会的距離を確保すること。
- ・下記のガイダンスに従うこと。

<https://www.health.state.mn.us/diseases/coronavirus/poolreopen.pdf>

【次の措置は、2021年3月31日(水)午後11時59分から発効】

- ・通常の収容人数が十分にあるプールや遊泳パークでは、適用される割合の制限とガイダンス (<https://staysafe.mn.gov/individuals-families/entertainment-venues.jsp>) に従って250人を超えることができる。

4 前回から変更されていない制限措置の内容:

(1) 小売業

- ・通常操業(ただし、COVID-19 対策プランを持たなくてはならない。)

(2) 学校建物

- ・全ての公立及び私立の学校については下記リンクのセーフ・ラーニング・プランに従うこと。

<https://mn.gov/covid19/stay-safe/safe-learning-plan/overview.jsp>

(3) 託児

- ・下記 CDC(米国疾病予防管理センター)のガイドラインに従って通常操業。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/schools-childcare/index.html>

(4) 青少年プログラム

・下記の MDH(ミネソタ州公衆衛生局)及び CDC のガイダンスに従うこと。

MDH ガイダンス

<https://www.health.state.mn.us/diseases/coronavirus/schools/socialdistance.pdf>

CDC ガイダンス

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/schools-childcare/index.html>

(5) 組織化されたスポーツ(大人及び未成年)

・練習や試合は、会場の定員制限に応じて、限られた観客で可能。こちらを

<https://staysafe.mn.gov/individuals-families/entertainment-venues.jsp> 参照すること。

・地域間トーナメントや州外との試合は推奨されない。

・練習や試合でもマスクを着用すること。

・<https://www.health.state.mn.us/diseases/coronavirus/sportsguide.pdf> を参照すること。

(6) キャンプ場、貸し出しボート

・下記 NDR(自然資源局)のガイダンスに沿って操業可能。

<https://www.dnr.state.mn.us/covid-19.html>

・屋外では 3 世帯最大15人までの集まりが可能。

5 主な罰則規定:

(1)この命令に故意に従わない個人に対しては 1,000ドル以下の罰金または 90 日以下の収監。

(2)この命令に故意に従わない事業者に対しては 3,000ドル以下の罰金または一年以下の収監。

○今回の行政命令 21—11 及び制限措置の内容については下記のリンクを参照下さい。

https://mn.gov/governor/assets/EO%2021-11%20Final_tcm1055-471550.pdf

<https://staysafe.mn.gov/>

○本行政命令に関する知事プレスリリース

<https://mn.gov/governor/news/#/detail/appId/1/id/471544>

○COVID-19 対策プランの概要に関しては下記のリンクを参照下さい。

<https://www.health.state.mn.us/diseases/coronavirus/businesses.html>

○2月17日付領事メール(ミネソタ州における新型コロナウイルス対策:制限措置に関する行政命令)は下記のリンクを参照下さい。

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100149944.pdf>

邦人の皆様におかれましては、良き市民として、同行政命令を遵守し、引き続き外出時におけるマスク等の着用、社会的距離の確保に努め、関連情報の収集に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568 Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。